⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、支出負担行為担当官から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,100点（共同企業体の場合の構成員のうち、代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の①及び②（共同企業体の代表者以外の構成員については①）に掲げる基準を満たす建築物（同一の建築物でなくてもよい。）の新築、増築又は改築に係る機械設備工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

Ⅰ　単体又は共同企業体の代表者

①　屋内の体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の１棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積の合計に限る。）が7,000㎡以上であること。

②　アリーナ（体育又はスポーツの競技若しくは練習の用途に供する屋内の無柱空間をいう。）の有効高さが６ｍ以上であること。

Ⅱ　共同企業体の代表者以外の構成員

①　屋内の体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の１棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積の合計に限る。）が3,500㎡以上であること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、上記Ⅰの施工実績を有し、その他の構成員は、上記Ⅱの施工実績を有すること。また事業協同組合にあっては、事業協同組合としての上記Ⅰの施工実績を有すること。

⑸　工事全般の施工計画に対する技術的所見が適切であること。

⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体での参加の場合の構成員数は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑾　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる①から④までに示す基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷Ⅰに掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、共同企業体の場合にあっては、代表者及び経常建設共同企業体の場合にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑷Ⅰの工事経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、申請時の日以前に３か月以上の雇用関係があることを確認できる資料を必ず添付すること。

⑤　共同企業体の場合の代表者以外の構成員及び経常建設共同企業体の場合の代表者以外の構成員については上記②ただし書の記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有し、③及び④の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び監理業務の受託者（受託予定者を含む。）又は当該受託者（当該受託予定者を含む。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。（入札説明書参照））。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

⒃　建設業法施行規則第18条の２に定める経営事項審査を受審していること。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の㋑、㋺の要件に該当する者のうち、下記⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋑　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋺　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記⑶①及び②の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高30点を与える。「施工体制評価点」は、下記⑶③の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては、「加算点」を減ずる場合がある。